

「外国政府等において重要な地位を占める者等」に関する確認

私は、下記の1. 又は2. の「外国の重要な公人」又はその家族等に該当しません。

犯罪収益移転防止法により、金融機関は、お客さまと一定の取引を行う際に、お客さまが「外国の元首」又は「外国政府等において重要な地位を有する者等に該当する者」であるかを確認する必要があります。

このため「ご自身またはご家族」が外国の重要な公的地位にある（またはあった）者に該当する場合、本アプリから口座開設を申し込みできません。

1. 外国の重要な公的地位にある者（または過去にこれらの者であった場合も含む）

- ① 外国の元首
- ② 外国の政府において以下の職に相当する職にある者
 - ・ 日本における内閣総理大臣、国務大臣、副大臣
 - ・ 日本における衆議院（副）議長、参議院（副）議長
 - ・ 日本における最高裁判所裁判官
 - ・ 日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員
 - ・ 日本における統合幕僚（副）長、陸上幕僚（副）長、海上幕僚（副）長、航空幕僚（副）長
- ③ 外国の中央銀行の役員
- ④ 外国の予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

2. 上記1. に掲げる者の家族

- ① 配偶者（事実婚を含む。以下、同様。）
- ② 父母
- ③ 子
- ④ 兄弟、姉妹
- ⑤ ①～④以外の配偶者の父母、及び配偶者の子

以上